

共通番号制度 導入でここが大変～直ちに廃案を！

2012年6月 反住基ネット連絡会・プライバシーアクション 白石孝

<番号制度はシアワセを呼ぶ幸運の女神か？>

◎政府が導入の準備を進めている「マイナンバー」＝共通番号制度は、国民にシアワセをもたらす幸運の女神と宣伝され、それに惑わされている方も多いのではないか。

「社会保障・税番号大綱」（2011年6月）では、次のように言っている。

- ①正確な本人確認
- ②所得等の情報を把握
- ③その情報を社会保障、税分野で効果的に活用
- ④IT化で効率的、安全に情報連携を行う
- ⑤真に手を差し伸べるべき者への社会保障の充実、負担・分担の公正性の確保、行政事務の効率化

<しかし、公約違反で嘘つき政府を信用できますか？>

◎社会保障と税の一体改革で、真に手を差し伸べる人たちを救済すると公言したが、それらを実現する政策はすべて実現せず。年金改革、歳入庁設置、給付付き税額控除などはお題目にすぎない。むしろ、自民党歴代政権を継承したもの。

◎本来は政策遂行のために手段を選択、具体化するという順番が当たり前なのに、目的が見えなくなっても、手段だけは実行しようということで、これは到底認められない。

<社会保障の充実どころか、切り捨て、抑制が進む>

◎給付付き税額控除を導入するには、現在の扶助費（生活保護関連経費）を数倍上回る予算が必要。

●その財源をどこから捻出するのか。

●増税しか可能性はない。というか、消費税増税のための理屈付け

◎むしろ社会保障費の抑制が進む。

●「真に手を差し伸べる」対象が規定されていない。生活保護、介護、障害者、高額医療などの精査が進む。

●医療、介護等に係る自己負担を抑制するためとされる「総合合算制度」だが、経済財政諮問会議の提唱する「社会保障個人会計」と、どこが違うのか。

<所得の把握～さあどうなる！>

◎税務署職員の大増員が必要になる。外部委託化するとしても、徴税コストは大幅にアップする。

◎所得の把握が完璧になるのは、給与所得者が大半。低収入の非正規労働者からも容赦なく絞り取る。

◎金持ち、高額所得者への適正課税は夢のまた夢。

<災害時の活用～よくもまあこんなことを言い出すよね！>

◎大綱では次のような活用例を挙げているが、本気で言っているのだろうか？

①災害時要援護者リスト作成、更新 →そもそもIT環境そのものが崩壊してしまう

②災害時の本人確認 →自分の番号を暗記している人がどのくらいいるのか。それともカードの常時携帯をさせようともいうのか。就寝時も外出時も常時携帯、乳幼児も要介護のお年よりも常時携帯、って現実的だろうか。

- ③医療情報の活用 →医療情報をそう簡単に共有できるのか。小規模医療機関にもレセプトIT化を強制しようというのか。
- ④生活再建への効果的な支援 → 罹災証明書すら発行遅滞している現実。番号だけで金融機関からの払い出しOKというのは、成り済まし天国を助長すること間違いなし。

<国民IDカード常時携帯で監視が強化される>

- ◎個人番号が誰にでも見えるIDカードの発行で、常時携帯が義務付けられる。
 - 勤務先の会社だけでなく、金融機関での提示、さらにはレンタルDVDショップなどで提示が義務付けられる。
 - 警察による不審尋問、自転車のチェックなど、すべての場面での提示が強要される。
- ◎成り済まし、不正使用で多額な財産を失う人が続出
 - 見える番号が社会に広まると、当然の結果として不正利用、悪用が激増する。
 - 成り済ましを防止するためには、生体認証が導入されることも予想される。
 - 福岡のリレーシンポでは「なりすましを根絶出来ない」という政府側説明者が答弁
- ◎個人情報を利用したいのは、民間企業も同様。商業利用は、さらに個人情報流出や成り済ましを増大させる。

<韓国の状況>

- ◎4年間で1億2千万人分が流出
- ◎「ヴォイス・フィッシング」犯罪の横行
- ◎番号制度見直しの世論

<マイナンバー法案と問題点>

- ◎利用範囲は限りなく拡大～17条1項13号「公益上の必要、」
- ◎やはり、警察や裁判情報は規制対象からはずされる
- ◎カードの取得は「申請」だが、実質は強制に
- ◎住基ネットの主体は形式的ではあっても自治体だったが、今回は国の事務になる。
「法定受託事務」(自治事務の対極に)

<国家と国民との関係の劇的変化～国家が強くなる日>

- ◎大綱のサブタイトルは「主権者たる国民の視点に立った番号制度の構築」と謳っている。しかし、強制付番のこの制度により、国家がいつそう強くなり、国民はいつそう弱い立場に追いやられることは間違いない。それは、
 - ①国家が国民のすべてを把握する
 - ②情報は国民のものでなく、国家のものになる
 - ③社会保障は権利であり、与えられるものではない。施されることで、国家と国民との関係は一段と一方通行になる。福祉は権利としてあっても、それを行使するかどうかは国民の自由
 - ④住民票と番号とがリンクするという事は、住民票がない人は、国民ではなくなる

<即刻中止、顔を洗って出直して来い>

- ◎番号制度の一人歩きはだめダメ。即刻中止を。
- ◎政策と制度を整え、国民・市民に信を問い、国民的議論を経て、そのうえで番号制度の可否を問うべき。

1. 番号制度導入の趣旨

背景

- ▶ 少子高齢化(高齢者の増加と労働力人口の減少)
- ▶ 格差拡大への不安
- ▶ 情報通信技術の進歩
- ▶ 制度・運営の効率性、透明性の向上への要請
- ▶ 負担や給付の公平性確保への要請

課題

- 複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるという事実の確認を行うための基盤がないため、
- ▶ 税務署に提出される法定調書のうち、名寄せが困難なものについては活用に限界
 - ▶ より正確な所得・資産の把握に基づく柔軟できめ細やかな社会保障制度・税額控除制度の導入が難しい
 - ▶ 長期間にわたって個人を特定する必要がある制度の適正な運営が難しい(年金記録の管理等)
 - ▶ 医療保険などにおいて関係機関同士の連携が非効率
 - ▶ 養子縁組による氏名変更を濫用された場合に個人の特定が難しい等

現在

番号導入

理念

- より公平・公正な社会の実現
- 社会保障がきめ細やかかつ確に行われる社会の実現
- 行政に過誤や無駄のない社会の実現
- 国民にとって利便性の高い社会の実現
- 国民の権利を守り、自己情報をコントロールできる社会の実現

効果

- ▶ 番号を用いて所得等の情報の把握とその社会保障や税への活用を効率的に実施
- ▶ 真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障の充実
- ▶ 負担・分担の公正性、各種行政事務の効率化が実現
- ▶ IT化を通じ効率的かつ安全に情報連携を行える仕組みを国・地方で連携協力しながら整備し、国民生活を支える社会的基盤を構築
- ▶ ITを活用した国民の利便性の更なる向上も期待

将来

2. 番号制度で何ができるのか

(1) よりきめ細やかな社会保障給付の実現

- ▶ 「総合合算制度(仮称)」の導入
- ▶ 高額医療・高額合算制度の現物給付化
- ▶ 給付過誤や給付漏れ、二重給付等の防止

(2) 所得把握の精度の向上等の実現

(3) 災害時における活用

- ▶ 災害時要援護者リストの作成及び更新
- ▶ 災害時の本人確認
- ▶ 医療情報の活用
- ▶ 生活再建への効果的な支援

(4) 自己の情報や必要なお知らせ等の情報を自宅のパソコン等から入手できる

- ▶ 各種社会保険料の支払や、サービスを受けた際に支払った費用(医療保険・介護保険等の費用、保育料等)の確認
- ▶ 制度改正等のお知らせ
- ▶ 確定申告等を行う際に参考となる情報の確認

(5) 事務・手続の簡素化、負担軽減

- ▶ 所得証明書や住民票の添付省略
- ▶ 医療機関における保険資格の確認
- ▶ 法定調書の提出に係る事業者負担の軽減

(6) 医療・介護等のサービスの質の向上等

- ▶ 継続的な健康情報・予防接種履歴の確認
- ▶ 乳幼児健診履歴等の継続的把握による児童虐待等の早期発見
- ▶ 難病等への医学研究等において、継続的で正しいデータの蓄積が可能となる
- ▶ 地域がん登録等における患者の予後の追跡が容易となる
- ▶ 介護保険被保険者が異動した際、異動元での認定状況、介護情報の閲覧が可能となる
- ▶ 各種行政手続における診断書添付の省略
- ▶ 年金手帳、医療保険証、介護保険証等の機能の一元化

3. 番号制度に必要な3つの仕組み

付番 新たに国民一人ひとりに、唯一無二の、民・民・官で利用可能な、見える「番号」を最新の住所情報と関連づけて付番する仕組み

情報連携 複数の機関において、それぞれの機関ごとに「番号」やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、紐付けられた情報を活用する仕組み

本人確認 個人や法人が「番号」を利用する際、利用者が「番号」の持ち主であることを証明するための本人確認(公的認証)の仕組み

4. 安心できる番号制度の構築

- ▶ 国家管理(一元管理)への懸念
- ▶ 名寄せ・突合により集積・集約された個人情報の漏えい等の危険性への懸念
- ▶ 不正利用による財産的被害発生への懸念

制度上の保護措置

- ・ 第三者機関の監視
- ・ 法令上の規制等措置(目的外利用の制限、閲覧・複写の制限、告知要求の制限、守秘義務等)
- ・ 罰則強化 等

システム上の安全措施

- ・ 「番号」に係る個人情報の分散管理
- ・ 「番号」を用いない情報連携
- ・ 個人情報及び通信の暗号化
- ・ アクセス制御 等

住民基本台帳ネットワークシステム最高裁合憲判決(最判平成20年3月6日)を踏まえた制度設計

5. 今後のスケジュール

番号制度の導入時期については、制度設計や法案の成立時期により変わらうものであるが、以下を目標とする。

- ▶ H23年秋以降、可能な限り早期に番号法案及び関係法案の国会提出
- ▶ 法案成立後、可能な限り早期に第三者機関を設置
- ▶ H26年6月、個人に「番号」、法人等に「法人番号」を交付
- ▶ H27年1月以降、社会保障分野、税務分野のうち可能な範囲で「番号」の利用開始
- ▶ H30年を目途に利用範囲の拡大を含めた番号法の見直しを引き続き検討

12年2月14日提出いわゆる「マイナンバー法案」に関するポイント解説

プライバシー・アクション代表 白石 孝

1 提出された法律案は3本

法律案として国会に提出されたのは、次の3法案だ。

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（マイナンバー法）
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（関係法整備法）
- ・地方公共団体情報システム機構法案（実施機構法）

2 法律の主体が国民でなく国にある

目的（1条）や提案理由には、「効率的な情報の管理、利用」「手続の簡素化による負担の軽減」「本人確認の簡易な手段」という文句が並び、社会保障・税番号大綱の内容と比べると、「国民のため」というより、「行政事務の効率化」や「管理」が前面に出るようになっている。

3 利用範囲は限りなく拡大される

また、利用対象の事務が大幅に拡大されている。大綱で例示されていた社会保障、税、災害などの範囲がいつそう拡大されている（6条）。また、地方公共団体などは、条例で定める事務に利用できる。

さらには、提供の制限から除外するものとして、「刑事事件の捜査」「その他政令で定める公益上の必要がある」と規定されている。捜査関係もさることながら、「公益の必要」という漠然とした規定により、それも政令で利用範囲をいくらでも拡大することができるようになっている。（17条11号）

4 住基カードに替わり、新たなに発行される番号カードは全員所持

カードには「氏名、住所、生年月日、個人番号、写真」そして「その者を識別する政令で定め事項」とされ、顔写真や番号が表面に見える状態となる。さらには「識別」情報をいずれ政令で定めるとなれば、生体認証（指紋や虹彩など）情報が加えられる可能性もある。

発行は「申請により」とされているが（56条1項）、住所異動の際の「転入時」には「提出しなければならない」とされ、また、「個人番号利用事務等実施者」は、番号の提供を「求めることができる」（11条）だけでなく、「カードの提示を受けること」など「本人であることを確認するための措置をとらなければならない」（12条）とされ、実質的に全国民（居住外国人を含む）の申請・取得が強制されることになる。

さらに、10年間でわずか5%という低調な普及率といえども、すでに約560万枚（2011年3月末現在、総務省発表）発行されている住基カードを廃止し（整備法によって住基法改正）、番号カードに全面的に切り替えさせること、さらには新たに発行する番号カードも総務省令で定める有効期間（56条8項）ごとに更新させることなど、IT産業への莫大な経費投入が明らかだ。

また、地方自治体はその条例で定めれば、独自利用まで可能になる（同条9項）。

5 国がじきじきに管理する制度

新たに付した個人番号の通知、個人番号カードの交付事務は「法定受託事務」（58条）となり、住基ネットの場合の「自治事務」から大きく転換する。国立市や福島県矢祭町のように、自治体の判断で住基ネットに参加しないことが認められなくなり、自治体はあくまでも国が決めたことを忠実に実施するだけになる。

つまり、国家による国民と居住外国人の管理制度と位置づけられたわけだ。

法律案は難解で、条文だけからは読み取れないものも多い。しかし、利用範囲に関する歯止めもなく、「施行後5年を目途として」見直しを行なうことを明記（附則6条）している。一度導入を許せばどうなるのか、未恐ろしい法律案だ。

成りすまし被害を中心とする韓国の最近の状況

2012年6月 白石孝(プライバシー・アクション代表)

韓国では2008年1月から11年11月までの4年弱で、のべ1億2千万人分の個人情報流出している。これは国会議員(民主党～当時、田炳憲=チョンビョンホン)による「国政監査」という情報公開で明らかにされた数字だ。

2008年1月	オクシオン	1863万人	ハッキング
2008年9月	GSカルテックス	1125万人	職員による販売未遂
2009年4月	ネイバー	9万人	流出
2010年3月	インチョン(仁川地域)	2000万人	地名は担当した警察のエリア。いずれも大規模個人情報販売団が検挙されている。
2010年3月	テジョン(太田地域)	650万人	
2010年4月	プサン(釜山地域)	1300万人	
2011年4月	現代キャピタル	175万人	ハッキング
2011年7月	SKコミュニケーションズ	3500万人	ハッキング
2011年8月	韓国エプソン	35万人	ハッキング
2011年11月	ネクソン	1320万人	ハッキング
		1億1977万人	

最も大きな流出事件は11年8月、SKコミュニケーションズ(最大手移動通信キャリアSKテレコムの子会社)が運用するポータルサイト「ネイト」とソーシャル・ネットワーク・サービス(SNS)の「サイワールド」がハッキングされ、会員3500万人分の個人情報が中国に流出したもので、流出した個人情報は、ID、パスワード、住民登録番号、氏名、生年月日、性別、電話番号、住所、電子メールアドレスなどだ。(『朝鮮日報』11年8月12日)

流出した情報は闇市場で売却されたり、未成年がゲームサイトで成人を騙って利用したり、電話詐欺(ヴォイス・フィッシング)などの犯罪行為に悪用されたりする可能性が高いといわれている。最も心配されるのはヴォイス・フィッシングだ。行政や金融機関の職員をかたり、金融機関口座やクレジットカードに関する情報を聞き出すが、犯人側から詳細な個人情報が明かされ、騙されるケースが多い。

警察や金融機関を名乗り、口座が犯罪組織に乗っ取られたので貯金を安全に守るため他の口座に移す必要があると騙して振り込ませるという手口もある。奨学金を奪われる被害に遭った女子学生が自殺した事件まで起こっているという。

このような成りすまし犯罪が急増し、韓国ではようやく世論の関心が高まってきた。

12年2月初旬にソウルを訪問し、個人情報や人権問題に一貫して取り組んでいる社会市民団体「ジンボ(進歩)ネットワークセンター」事務局(政策担当)のチャン・ヨギョン(張如景)さんにインタビューを行った。

張さん自身、08年のオクシオン社事件で、同社が個別に流出事実を公示したことで、自らの個人情報流出を知ることになった。さらに信用情報会社が提供する「個人情報盗用確認サービス」を利用して、第三者が彼女の住民番号を利用、何回もゲームサイトにIDを作ったという事も明らかになった。

<注記：張さん自身による注釈>

- 08年の「オクシオン」事故当時、オクシオン側で個別に流出事実を公示したので、わたしの個人情報流出を知ることになりました。
- その後、信用情報会社が提供する「個人情報盗用確認サービス」を通じ、わたしでない人がわたしの住民番号を利用し、何回もゲームサイトにIDを作ったという事実を知りました。
- 11年、ネイト流出事故の後、ネイト側が個別に流出の事実を公示しました。ジンボネットは、その証明資料を持っている利用者を集め、政府を相手に「住民番号変更請求」訴訟を起こしました。

日本でも振り込み詐欺などが多発しているが、韓国では電話をかけられる側の個人情報がほぼ完璧に把握されていることが特徴だ。詐欺に気がつき、要求を断ると「おまえの家がどこだか分かっているから、用心しな」などと脅迫されることも多く、電話をかけられた側は恐怖心を募らせる。張さんのおれあいも「ヴォイス・フィッシング」の対象になったという。

ジンボネットは11年、ネイトから3,500万人分が流出した後、SKコミュニケーションズが個別に流出事実を公示、その証明資料を持っている利用者を集め、政府を相手に「住民番号変更請求」訴訟を起こしている。

一方、SKコミュニケーションズとメールストーリーの流出事件について、警察は因果関係がはっきりしないと、後者については捜査情報すら発表していない。情報を流出された側からは損害賠償請求もされているが、08年1月に1863万人分を流出したオクシオン社に対する訴訟では、「同社のセキュリティ対策は十分に行われており、盗んだ犯罪者が悪く、同社が賠償する必要はない」とする判決が出て原告が敗訴している。過去にはLG社が一人10万ウォン（約7000円）の賠償を支払ったことがあるが、これはセキュリティ対策が不十分と認定されたことによる。

これらの被害によって、定期契約で住民登録番号盗用情報を告知する新たなビジネスまで誕生している。しかし、金銭的物質的に具体的な被害が発生しないと、警察も司法も被害者を相手にしない状況が続いている。

また、政府・行政安全部は「i-PIN」という新たな個人認証手段を05年に導入、利用を促している。i-PINには住民登録番号を使わず、クレジットカード番号、顔写真、携帯電話番号、電子署名を登録し、認証するという。発行主体は公的機関では政府・行政安全部、民間では3社（当初は5社だったが統合）で、政府は15年までにi-PINに住民登録番号の代替機能をもたせ、完全に入れ替えるとしている。だが、10年現在の普及率は303万5千人と、インターネット利用人口約3700万人の約8%に留まっている。（ジンボネット提供資料による）

ジンボネットなどの社会市民団体は、インターネット利用の実名制廃止、住民登録番号変更の制度化を求めている。住民登録番号は、唯一無二の番号とされ、過去1件も変更が認められていない。行政安全部は11年8月に実名制の廃止はしないと答弁し、住民登録番号の変更を求める訴訟も起きているが、要求は認められていない。

また、ジンボネットは11年秋にはネイトから住民番号を流出された被害者を集め、住民番号を変更せよという訴訟をソウル行政裁判所に提訴し、憲法裁判についても準備しているが、まだ提訴には到っていない。さらに、住民登録証の10指指紋強制捺印制度について、憲法裁判所に対して違憲訴訟を提起している最中だ。

これまで韓国では住民登録制度は当たり前のことのように受けとめられてきた。この制度が様々な手続きのベースとなり、それによって政府に管理されることにも抵抗感が少なく、むしろ諸外国にこのような制度がないことを知ると驚き、戸惑う人が多いという。

ようやく大規模な個人情報の流出という事態に到り、韓国社会でも市民の意識に変化がみられるようになった。しかし、個人情報の流出が頻発する現状を改善しようとしても、住民登録制度の廃止から、住民登録番号の変更の容認、個人情報保護対策の強化まで、意見や要求の程度は多種多様となり、世論は制度の根本的な廃止一本にまとまってはいない。

日本の共通番号制度に対し、目的外利用の禁止や民間利用の制限を規定し、罰則の強化と政府から独立して個人情報の運用状況を調査する第三者委員会の設置をするので、韓国のような事態にはならないという日本の推進派の声がある。しかし、張さんは次のように指摘している。

韓国は民間利用を規制はしないが、情報通信網法によって「目的外利用」を禁止してきた。しかし、とても便利なので、事実上政府が措置を取る間もなく広く使われてしまった。

韓国では住民登録番号の民間利用を規制せず、インターネット利用を12年8月から規制する法が施行される予定だが、その実効性については極めて疑問である。

共通番号はとても便利で価値が大きいので、「一旦導入されれば」その波及速度が速まるほかなく、法もそれに従って改正されていくだろう。一旦導入後には、政府の約束を信じることはできないと考えている。法的規制よりその誘惑がいつそう大きいため、韓国では住民登録番号へのハッキングが絶え間ないのが実態だ。

また、公的機関内での利用に限定するといっても、公的機関には警察も入っている。ロウソク集会での負傷者が入院先で番号を通じて身元確認をされたり、集会参加者が使用した携帯電話の通信記録を携帯基地局で把握し、参加者を特定するといった事件も起きているという。職務質問に使用されることも既成の事実だ。

12年は、朴正熙大統領が住民登録制度を開始してから、ちょうど50年目に当たる。ここまで深刻な事態にたち至った住民登録制度と番号制度について、ジンボネットなどは改めて見直しの世論を喚起する運動を準備している。

<住民登録番号の仕組み>

1950年10月20日に、ソウル市中区〇〇洞で生まれた女子で2番目の人は、例えば「5010204123426」と付番される。50（1950年下二桁）、1020は（誕生日）、4（性別）、1234（地域番号）、2（その地域で二人目）、6（チェック番号）

<情報流出の要因は>

- 韓国の個人情報流出が怖いのは、住民登録番号と氏名、電話番号、住所など重要な個人情報が全部盗まれ、ヴォイス・フィッシングに悪用されているからである。個人情報を入力した犯罪者は警察や銀行を名乗り、「銀行口座が犯罪組織に乗っ取られたので、貯金を安全に守るため他の口座に移す必要がある」などと騙して振り込ませる。自分の名前、住民登録番号、電話番号、住所、家族関係まで相手が知っているのも、騙される人も少なくない。
- IDとパスワードを使って他人のメールやメッセージにログインし、メッセージに登録されている人にお金を振り込ませるなりすまし詐欺も広がっている。インターネット振興院の調査によると、韓国ネットユーザーの84%はインスタントメッセージを使っているだけに、いつ自分が被害者になるか分からない。(趙 章恩=ITジャーナリスト 11年8月18日)

<ネット、サイワールド被害の状況>

- 韓国警察庁サイバーテロ対応センターによると、今回のハッキング事件には、韓国のソフトウェア業者「イーストソフト」のファイル圧縮ソフトウェア「アルジブ」が使用されており、流出した個人情報は、経由地のサーバーを経て、中国にあると推定されるサーバーに流れていた。アルジブは無料提供されているファイル圧縮ソフトウェアで、約1400万人が使用している。
- 警察は犯人像について、ウイルスのレベルが非常に高く、ソフトウェア業者のサーバーに侵入している点などからみて、過去最高レベルのハッカーが関与しているとの見方を強めている。警察は「北朝鮮のハッカーや北朝鮮当局が今回の事件に関与していないかについても捜査しているが、そうした痕跡は見つかっていない」と説明した。
- 流出した個人情報は、ID、パスワード、住民登録番号、氏名、生年月日、性別、電話番号、住所、電子メールアドレスなどだ。SKコミュニケーションズによると、パスワードと住民登録番号は暗号化されており、ハッカーによる解読は困難としているが、警察は暗号が既に解読されたこともあり得るとしている。
- 警察によると、今回の事件を主導したハッカーは、先月18日から25日にかけて、「アルジブ」を配布するイーストソフトのサーバーをハッキングし、ウイルスを埋め込んだ。その後、アルジブをダウンロードしたSKコミュニケーションズ社員のパソコン62台がウイルスに感染し、犯人による遠隔操作が可能となった。ハッカーは先月26日から27日にかけて、これらパソコンを操作し、ネットとサイワールドの加入者情報を中国へと持ち去った。
ハッカーは入手した情報を闇市場で売却したり、電話詐欺などの犯罪行為に悪用したりする可能性が高い。現在中国では韓国人の個人情報は1件当たり30-50ウォン(約2.1-3.6円)で裏取引されているとされる。
- 最も懸念されるのは電話詐欺だ。公共機関や金融機関の職員を装い、銀行口座やクレジットカードに関する情報を聞き出す内容の電話があった場合には、直ちに電話を切り、関係機関に確認を行うことが重要だ。相手が自分の氏名や電話番号などを知っているからといって、安易に使用してはならない。
二次被害を防ぐためには、ネットやサイワールドと同じパスワードを使用している別のサイトでパスワードを速やかに変更するとともに、パソコンのウイルス対策ソフトを最新版に更新するのが望ましい。
問題となったソフトウェア「アルジブ」はセキュリティ措置が強化された。イーストソフトは「アルジブを実行すれば、自動的に補強板がインストールされるため、個人ユーザーがアルジブを削除する必要はない」と説明した。ネイバーやダウムなど他のポータルサイトもハッカーの攻撃に備え、監視を強化している。(韓国経済.com 2011年8月12日)

<インターネットでの住民登録番号の利用禁止法は個人情報保護の実効性に欠ける>

放送通信委員会は、インターネット実名制など本人確認を規定した情報通信網法を2012年8月から改正するとし、2月17日に改訂公布した。

この法によれば、企業はインターネット上で住民登録番号を収集、利用してはいけない。すでに保有中の住民登録番号も施行される8月以降、2年以内に破棄しなければならない、とされている。

マスコミは「インターネットで住民登録番号の収集が禁止される」と大々的に報道したが、私たちはかねてより「民間企業の住民登録番号使用を制限する」ことを主張して来たとし、08年に国連人権委員会が韓国政府に勧告した内容でもある。

今年、ネット・サイワールド事件で住民登録番号3500万件がハッキングされ、インターネット上を流れている状況下で、この改訂は遅すぎたし、中途半端だ。何故なら、すでにインターネット実名制

など本人確認を義務化した多数の法律が存在しているからだ。

優先すべきことは、大規模な個人情報流出の原因とされているインターネット実名制を廃止することだ。また、行政機関でも民間でも、今後はこれ以上住民登録番号を通じて、ひと目で国民を識別しようとする試みを中断しなければならない。

特に民間で住民登録番号を使うことは、インターネット企業のみならず信用情報業者も例外にすることができないし、インターネットだけでなくオフラインでも直ちに禁止しなければならないという国連の勧告が遵守されなければならない。

これ以上このような人権侵害を許しておくことは出来ない。

2012年2月17日 ジンボネットワークセンター (声明の概略)

(以上は、PIJ『CNNニュース』NO.69への投稿原稿を大幅に加筆修正)

<参考：日弁連による進歩ネットワークセンターヒアリングの概要>

<訪問先> 2010年6月16日～18日

1. 国家人権委員会
2. 放送通信委員会
3. 行政安全部個人情報保護課
4. 民弁
5. 進歩ネットワークセンター

<進歩ネットへのヒアリング項目>

1. 組織
2. T-Money Card
3. 交通機関の利用情報
4. 住民登録番号
5. 個人情報保護法案
6. 監視カメラ
7. ライフログ

<その時の住民登録番号についての説明概要>

- 1 i-PINは住民登録番号をベースにしている。発行会社のHPで個人情報を確認できる。
- 2 i-PINの不正発行事案があった。
- 3 インターネット実名制を廃止すべき
- 4 共通番号でなく、分野別、目的別番号にすべき
- 5 住民登録番号は生涯不変だが、再発行を認めるべき
- 6 行政機関個人情報保護法はあるが、電子政府推進法によって、行政機関同士の共同利用が図られている。(第三者提供禁止の例外事項が多い)
- 7 住民登録番号の民間利用を禁止すべき。悪用は民間でさらに深刻。番号+氏名の情報は氾濫しており、闇市場で容易に購入出来る。調査の第三者機関も無い。携帯電話契約、融資等での成りすまし被害が出ている。
- 8 2003年に憲法裁判所に人権侵害提訴(固有番号、指紋情報、義務的発行)
- 9 発給時、顔写真と全指だが、法的には採取権限はなく、規則上で右親指のみ。指紋が警察に提供され、電子データ化。職務質問で指紋読み取り機使用。
- 10 商取引でも通常使用。携帯番号・クレジットカード番号・住民登録番号が国税庁に登録。領収書を受け取れば、所得控除(100%ではないが多い)。小規模商店もレジ端末にカード読み取り機。これで商店等の売上高管理が容易に行われる。

<行政安全部個人情報保護課へのヒアリングの概要>

- 1 民間利用で問題が出てきた。300万事業所で使用。
- 2 流出、漏洩が増加。社員による漏洩が多い。
- 3 中国、北朝鮮、ベトナムのハッカーが闇市場に売る。10年3～5月で7千万件。その9割は民間企業から。
- 4 番号使用は法的に80。うち18の法律で使用制限化。
- 5 民間では、オンライン加入時、買い物、マイレージ、金融商品、保険、医療でも利用。
- 6 番号捏造プログラムが存在。作成、流布は処罰対象。
- 7 成りすまし被害も多数。
- 8 共通番号で効率は飛躍的に向上するが、プライバシー侵害は確実に生じる。行政分野に限るべきで、民間使用は厳格に制限する。今廃止すると、事業者の売り上げは2割減る。
- 9 i-PINは、何回でも発行できるので、盗用されたら再発行することで、被害を防げる。現在の普及率は2割だが、促進している。発行は、公的機関と民間5社(信用評価会社)。発行時、住民登録番号は不要で、クレジット番号・顔確認・身分証・携帯番号・電子署名。i-PIN発行で住民登録番号流出、盗用被害は減るはず。
- 10 住民登録番号流出プログラムを政府が開発中。最初から番号管理をきちんとすべきだった。
- 11 2014年目途にICカード化。

米国における成りすまし被害について

私は1989年に米国調査を実施して以降、調査を行っていないので、PIJ（プライバシーインターナショナルジャパン）代表の石村耕治報告からの抜粋紹介でご容赦いただきたい。

出典は、PIJ発行『CNNニュース』NO51（07年10月）、同64（11年1月）です。

- 1936年社会保障番号（SSN）制度導入。利用制限がなく、納税者番号制度（TIN）にも使用されるようになった。それにより、民間社会で広く使用されるようになり、成りすまし犯罪が急増。
- 連邦議会が公聴会を2000年～07年までの8年間で、下院歳入委員会だけでも16回開催。

公聴会での証言から

- 2000年5月9日：メリーランド州スティーブンス夫妻
97年3月以来、車、宝石、家具などのクレジット被害。契約をしていないことの証明、まちがった記録の消去などで、6千ドル以上の弁護士費用。
- 01年5月22日：フロリダ大学・学生上院社会保障プライバシー委員会コリー・B・クラビット
9.6年から大学内での本人確認に使用。科目の履修登録、口座引き落とし、成績表の取り扱い、出席簿（回覧して記載）、答案用紙、学内駐車券購入、自治会選挙など。学生は、自らのSSNの提示に慣れてしまっている。教授がHPにクラス全員のSSNを掲載。
- 07年6月21日：下院歳入委員会・社会保障小委員会、IDウォッチドッグのユーレック代表
05年から取り組む。成りすまし被害にあった消費者の窮状を訴える。00年に10万件、06年には1千万件の被害が出ている。
＜チャーリー＞06年、交通違反での召喚、医療費請求、重罪での有罪宣告と収監、新免許取得、救急車利用料金未払い、就労所得の申告漏れ。
＜アティナ＞4件の不動産購入（100万ドル）。この種の被害が多い。
＜デービット＞兵役中に被害にあう。20以上の不正口座（携帯電話、カード決済、公共料金、病院の請求）、さらには子供の養育費として給料の60%に差し押さえ通知。2週間かけて無実を証明。軍人の被害が多い。身分証明やIDカード、兵舎のベッドなどに表記。

★成りすましの原因と対応策

- ①SSNが利用され過ぎていること。対策として、アクセスが容易な公的記録からの削除、紛失・盗難にあった場合は対象情報の削除、企業は第三者に販売・譲渡しない。
- ②身元確認の厳格化、罰則の強化
- ③対策部局の一本化
- 07年12月18日：下院司法委員会「犯罪・テロ行為及び国土安全保障小委員会」
「07年プライバシー及び電腦犯罪取締法案」審査のための公聴会
ジェミー・ナップ（ネブラスカ成りすまし犯罪対策協議会）
 - ①罰則を強化し、被害者への補償を広げる。
 - ・企業や行政に対して、消費者が危機に瀕している場合には、その通知を義務付ける
 - ・企業や行政に対して、消費者や従業員のデータを安全に保護することを義務付ける
 - ・自分の信用情報を安全にするために凍結措置を講じる権利を与える
- 08年4月10日：上院財政委員会
出席者：内国歳入庁長官、歳入庁納税者権利擁護官、財務省税務行政監察総監
＜連邦取引委員会（FTC）＞
 - ・還付を伴う納税申告の際に発覚するケースが多い。不受理で、成りすましがわかり、納税口座が閉鎖される。IRSには本人への警告制度がなかった。
＜全国納税者権利擁護官＞
 - ①納税者への重大な損害（還付遅延、還付不能、更正処分、無実証明の過度な負担）
 - ②IRSが把握していない
 - ③成りすまし犯罪取扱手続きが煩雑で改善の必要がある。
 - ④IRSの犯罪標識制度（被害者口座に指標をつける）が十分機能していない
 - ⑤IRSは一体的対応の組織をつくるべき

に、江六郎は、ナメタは白で俱りし背しをかける。一方、思わせぶりの秋乃の態度に悶々とする弥市の前に、ついに亨が姿を現し……。

はむろ・りん 1951年北九州中小倉生まれ。07年「銀漢の賦」で松本清張賞受賞。著書に「恋しぐれ」「無双の花」ほか。「蝸ノ記」で直木賞受賞。

を見返して、観念したように口を開いた。

「猪口民部様から、幕府のご老中方に左京亮様の暴虐を訴えるよう命じられたゆえ、出て参りました」

「左京亮様は、また昔のような振舞いをしているのですか」

帰国した左京亮は、性懲りもなく、いまだに暴虐の限りをつくしているのかと喜平次は驚いた。弥市が膝を叩いて話の腰を折った。「やはりな。あの化け物はまだ懲りておらんのだ」

亨は、化け物とはやす言り、そい方を気に留める様子もなく喜平次に答えた。

たに江戸へ

「左京亮様は、帰国されるとすぐに隠

あれ 密衆を束ねられました。そして、家中の者たちの動静をくまなく探らせたらうえで、かつて左京亮様に逆らった者たちの失脚を図ったのです」

「猪口様は真っ先に蟄居の身になったそうですな」
喜平次が確かめる顔つきで訊いた。

「さようです。左京亮様はうるさい方々を逼塞させるや、昔同様に屋敷に女を集め、贅沢三昧を始められま

2012.5.19 日刊 夕刊

現代読解本

鎌田 慧 (ジャーナリスト)



NHKテレビを眺めていると、「これから、3カ月以上日本に滞在する外国人は、市区町村で住民登録しなくてはならない」と報じていた。顔写真つき「在留カード」を常時携帯する義務があるのだそうだが、これは外国人を保護するためではなく、外国人監視のためのようだ。

外国人とみたら犯罪者と思え、ということか。日本

共通番号制
なんていらない！

小笠原みどり・白石孝著
航思社 1400円



人全員にも「共通番号」(マイナンバー)がつけられようとしているので、日本に在住するものは内外ともに、すべて漏れなく政府から管理されることになる。

IDカードを国民に持たせようという欲望は、権力者特有のものである。自民党の中山太郎議員の「一億総背番号」が70年に出版されて全国的に背番号反対運動が起きた。わたしもこのころから反対集会に参加、著者の白石孝氏と知り合っ

政府の支配の道具としての「共通番号制」

③ 民主党は「盗聴法と国民総背番号制度に反対」といつてきた。「日本を窒息させてはならない」と訴えていた。が、いまは権力党として推進である。かつて菅代表は、「人権や民主主義にかかわる問題」といつていたので、そんなこと権力の座につけば忘れてしまおう。

「カードはコンパクトで、券面には住所や氏名しか書かれていなくとも、それは納税額・通院歴・要介護度、失業期間、生活保護受給資格、年金支給額といったデータと結びつきうる……データの組み合わせによって描き出される人物像から、私たちは役所や銀行や病院で、どういふ人間かを判断される」といわれている。共通番号法案の正式名称は「特定の個人を識別するための番号の利用」である。「社会保障・税に関わる番号制度」というものなのだが、肝心の社会保障は削られ、税金は上げられる。政府の支配の道具として活用されるのは、まちがいない。膨大な資金を投入して実施されるこの国民管理システムは、修正が利かず、誤った情報が独り歩きしていても、本人はなにも気づかない。「恐怖社会」の到来である。

著 裁人をせな
監 一刻を魅近
一。を彼。身合
カレ子
二。を
三。を



角そ
い
か、
100円)

国の情報はひた隠し、市民の情報は奪い去る 秘密保全法と共通番号法に反対する共同声明

2012年4月22日

呼びかけ団体 盗聴法に反対する市民連絡会
反住基ネット連絡会
盗聴法に反対する神奈川市民の会
秘密保全法に反対する愛知の会

野田政権は、市民の基本的人権を侵害し、監視体制を強化して市民を管理する二つの法律を制定しようとしています。秘密保全法と共通番号法です。情報統制を狙った秘密保全法は、マスコミ、市民、法律家などの強い反対の前に今国会には提出できずにいますが、市民一人ひとりに番号をつけ個人情報を一元管理しようとする共通番号法案は、消費税の増税と一体のものとして今国会に提出されました。私たちは次の理由により、「秘密保全法」と「共通番号法」の制定に断固として反対します。

市民の知る権利を奪う秘密保全法

野田政権が秘密保全法を制定しようとする契機になったのは、一昨年の上野の尖閣諸島沖中国船追突映像流出事件でした。しかし、同事件は国家秘密の漏洩というようなものではなく、本来市民に知らせるべき情報を国が押し隠したことが世論から問題とされたものです。

秘密保全法は「国の安全」「外交」に関するもののほか、「公共安全及び秩序の維持」にかかわる情報を「特別秘密」とし、市民の眼から隠蔽しようとするものです。実際、「公共安全と秩序の維持」を理由に福島第1原発事故の放射能影響予測システム(スピーディ)のデータを長く公表せず、多くの市民が被曝をさせられたことは、政府が自己保全のために市民の生命をないがしろにしたことを明らかにしています。

何が「特別秘密」かを決めるのは政府であり、行政機関で、何が「特別秘密」とされるかは不明確です。秘密保全法がつけられたなら政府や行政機関が恣意的に「特別秘密」を指定することを許し、私たちは政府の行為を知り得ないことになる恐れがあります。

また秘密保全法は、「秘密」が漏れることを防ぐためとして、罰則を強化し、実際に情報が漏れなくても、「秘密」の管理者に働きかけた者を処罰したり、家族や身近な人々のプライバシーまで調査するとしています。ジャーナリストなどマスコミ関係者は自由な取材や報道ができなくなり、市民は行政批判をはじめ、様々な表現活動を侵害されることとなります。保全する必要のある秘密があったとしても、対応は現行法制で十分です。今でも不十分な情報公開を政府は積極的に進めるべきです。

共通番号制度は監視・管理社会への道

2月14日、政府は「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案(略称マイナンバー法案)」(以下共通番号法案と略)を国会に提出しました。この法案は全ての国民と在住外国人に唯一無二の番号をつけ、国の行政機関や地方自治体がそれぞればらばらに分散管理している年金、福祉、医療、税金などの市民の個人情報を名寄せ・統合(データマッチング)して国が個人情報を掌握し、一元管理しようとするものです。

共通番号の導入により、新たに共通番号・ICカードが本人の申請で交付されることになっていますが、共通番号の使用に当たってはカードを提示しなければならないので、実質的には強制されることとなります。このICチップ付きカードには氏名、住所、生年月日、共通番号、写真などが記録されます。

政府は「真に手を差し伸べるべき人々を救済する」ための社会保障と税の一体改革であり、受益負担の公平性・透明性を担保するための番号制度だと公言していますが、所得が把握されるのは低収入の非正規労働者を含む給与所得者が大半であり、高額所得者への適正課税は不可能です。むしろ社会保障の充実どころか給付の抑制に利用され、弱い立場の人々を選別し圧迫するシステムとなります。

住基ネットでは番号は非公開でしたが、共通番号は公開であり、番号の利用目的と利用範囲が曖昧で、警察の捜査利用も盛り込まれ、将来は民間にまで広げることが今から示唆されています。「なりすまし」などのプライバシー侵害の危険は高くなり、さらに番号をキーにして病歴などのセンシティブな情報まですべての個人情報丸裸にされてしまいます。共通番号制・共通ICカードは国が市民の情報をすべて把握し、監視・管理する統治システムとしての制度です。

国が市民の知る権利を奪う秘密保全法、国が市民の個人情報を一元的に管理、掌握する共通番号法は、監視・管理社会を招き、民主主義を崩壊させるものです。与党民主党は野党時代、住基ネットや盗聴法・共謀罪の制定に反対し、情報公開を掲げていました。民主党に提案させることで反対勢力をなくし、自民党時代になしえなかった超監視法を今こそ成立させようという推進勢力の野望を決して許してはなりません。そうした推進勢力である官僚の力に屈することなく、原点に立ち返るべきです。

主権者である私たちは国家によってコントロールされることなく、個人の尊厳を守り、自由で民主的な社会を構築していくために、基本的人権を侵害する「共通番号法」と「秘密保全法」の制定を許すことはできません。

★賛同のお願い★

「秘密保全法と共通番号制に反対する共同声明」にご賛同いただける団体・個人は、下記事項をコピーし、必要事項をご記入の上、メールかFAX又は郵便でお送り下さい。

★「秘密保全法と共通番号制に反対する共同声明」に賛同します。

<団体の場合>

- 団体名
- 住所
- 電話番号
- FAX番号
- メールアドレス

*団体名は公表させていただきます。

<個人の場合>

- 個人名
- 肩書き
- 県名及び市町村名
- メールアドレス

*個人は氏名と県名及び市町村名か肩書きを公表します。

★集約先及び事務局

- ・盗聴法に反対する市民連絡会
- ・反住基ネット連絡会

〒169-0051 新宿区西早稲田 1-9-19-207 日本消費者連盟気付

FAX 03-5155-4767

info1@anti-tochoho.org または shiratlk@jcom.home.ne.jp

★賛同締切

第1次：2012年5月10日 第2次：2012年5月25日 第3次：2012年6月30日

賛同の募集は今国会中継続します。

★利用目的

共同声明は、賛同団体・個人一覧としてマスコミ、国会などで広く公表して、秘密保全法と共通番号法に反対する世論の大きさを示し、この2法の成立を阻止することを目的とします。賛同団体・個人の連絡先は、盗聴法（組織的犯罪対策法）に反対する市民連絡会と、反住基ネット連絡会の主催で行われる集会等のご案内の送付・送信に利用させていただきます。

★【第三者提供】

この賛同用紙に記入された団体・情報を盗聴法（組対法）に反対する市民連絡会、反住基ネット連絡会以外の第三者に提供することは一切ございません。